

双葉町 社協だより

“社協は社会福祉協議会の略称です”

令和2年7月1日発行
第18号

社会福祉法人
双葉町社会福祉協議会

〒979-0142
福島県いわき市勿来町酒井青柳14-5
TEL (0246) 84-6725
FAX (0246) 84-6728



デイサービスで
マスクを手作りしました

※
※ できる人が、できる事を、できる時に

社会福祉法人 双葉町社会福祉協議会
会長 高野 泉

町民の皆さまにおかれましては、双葉町社会福祉協議会の活動にご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

連日賑わしていた新型コロナウイルスも終息に向かっているところではありますが、いつ感染拡大が再発するか分かりませんので、手洗い・マスクの着用の徹底をお願いするところでもあります。

「天災は忘れた頃にやってくる(寺田寅彦さんの言葉)」、これは自然災害は、その被害を忘れたときに再び起きるものという戒めの言葉であります。近年の災害は数年の間に繰り返し起き「災害は忘れないうちにやってくる」が実状であります。しかし、東日本大震災や新型コロナウイルスなどの突然災害が起きるため「災害はいつでもやってくる」のが現状であり、日ごろから自然災害等に対し、正しく知って、正しく恐れ、天変地異に対応できる心構えが必要かと思えます。

当社協は、社会福祉事業の厳しい環境の中にあっても、町民の幸せのためにたゆまぬ努力を続けています。福祉は「人びとの幸せ」を目指すものであり、なによりも人々に対する思い、優しさ、そして高い使命感に裏打ちしております。

また、情報提供のひとつとして、インターネットの配信を行っており、これまで以上に「存在感のある社協」を目指し、福祉の役割を担う団体として活動をしています。より多くの町民の皆さまに地域に根ざした新しい情報をより早く提供させていただくことを目指していますので、当社協のホームページをご活用いただければ幸いです。

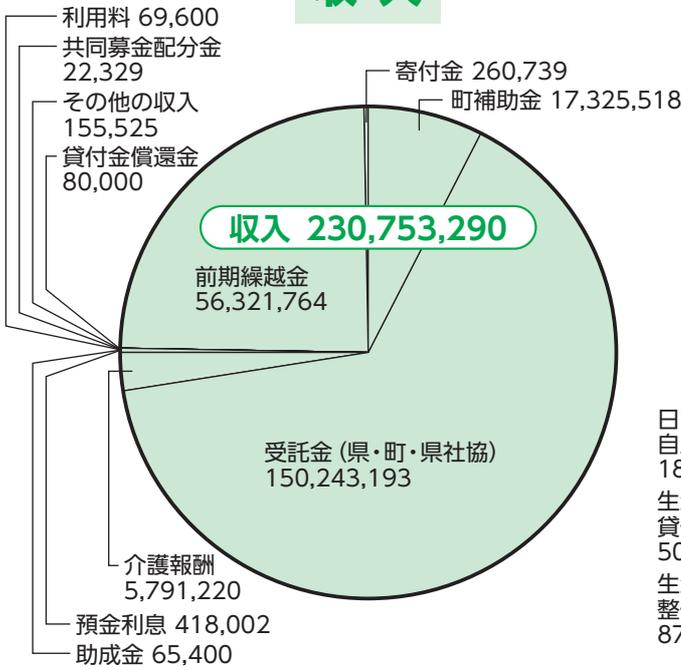
人は誰の世話にもならず、誰とも関わらず、孤独に生きていくことはないと思われず。人は人と触れ合い、人と支え合って生きていく生き物だと思うからです。公的な制度に基づくサービス・支援だけでなく、普段から地域の人たちと顔見知りの関係になり、お互いに助け合う、できる人が、できる事を、できる時に、人と支え合うことが大切です。

これから夏本番となりますので、暑さ対策をとり、健康に留意され、今後の更なるご多幸をお祈り申し上げます。

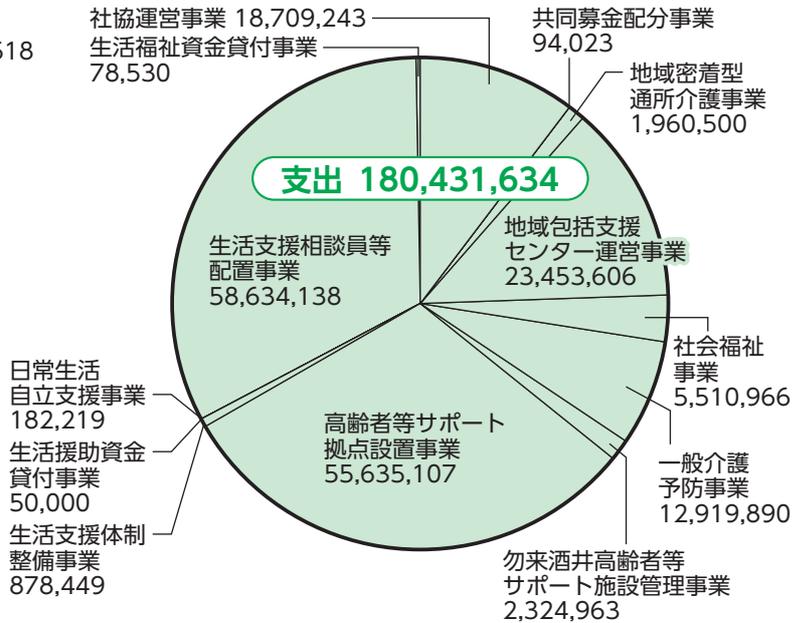
令和元年度 決算

[単位：円]

収入



支出



令和元年度 事業報告

1. 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、会計監査の開催

- 理事会 4回 ● 評議員会 2回
- 評議員選任・解任委員会 1回 ● 会計監査 2回

2. 地域福祉事業

- (1) サポートセンター設置運営事業～町受託事業
 - ① 双葉町サポートセンター(郡山市)
 - 総合相談 265件(要介護認定、介護・生活に関する相談)
 - ② いきいきサポートセンター(加須市)
 - 総合相談 14件(介護・生活に関する相談)
 - 地域交流サロン 127回 延べ1,819人
 - 開放日 99日 延べ717人
 - ③ 双葉町サポートセンターひだまり
 - 総合相談 67件(介護・生活に関する相談)
 - 地域交流サロン 3回 延べ 59人
 - デイサービス 189回 延べ1,847人
- (2) 生活支援相談員配置事業～県社協受託事業
 - ① 訪問活動
 - 郡山地区 2,079件 ● 白河地区 1,010件
 - いわき地区 3,422件 ● 南相馬地区 1,337件
 - 加須地区 724件
 - ② 交流サロン
 - 南相馬ひだまりサロン 42回 延べ485人
- (3) 一般介護予防事業～町受託事業
 - ① 社協サロン
 - いわき市 6回 延べ138人 ● 福島市 2回 延べ45人
 - 郡山市 4回 延べ 99人 ● 白河市 5回 延べ91人
 - 南相馬市 3回 延べ 77人
 - ② 健康運動教室
 - 福島市 11回 延べ 85人
 - 郡山市 45回 延べ613人
 - ③ 軽度生活援助サービス(家事援助) 延べ13人
- (4) 生活支援体制整備事業～町受託事業
 - 定例会義 11回

- 地域交流サロンの企画、調整
- (5) 日常生活自立支援事業～県社協受託事業
 - 利用者数 5人 対応件数 111件
 - その他、相談件数 87件
- (6) 生活困窮者支援事業
 - ① 生活援助資金貸付事業 1件
 - ② フードバンクの活用 5件
- 3. 地域包括支援センター運営事業～町受託事業
 - (1) 総合相談支援事業
 - 総合相談 352件
 - 関係機関との連絡調整 1,445件
 - (2) 権利擁護事業
 - (3) 介護予防ケアマネジメント事業
 - 介護予防支援(要支援認定者に対するケアプラン作成、給付管理)委託件数 882件
 - (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - (5) 地域ケア会議推進事業
 - 地域連携会議 11回開催 ● 個別ケア会議 11回開催
 - (6) 認知症総合支援事業
 - 認知症初期集中支援推進
 - 認知症地域支援・ケア向上

4. 在宅福祉事業

- (1) 地域密着型通所介護事業(介護保険事業) 延べ287人
- (2) 車いすの貸与 0人

5. 広報啓発事業

- (1) 社協だより発行(年2回) 令和元年7月、令和2年1月(全戸配布)
- (2) ホームページ公開

6. 台風19号に伴う災害ボランティアセンターへの職員派遣

- 郡山市 延べ8人 ● いわき市 延べ34人

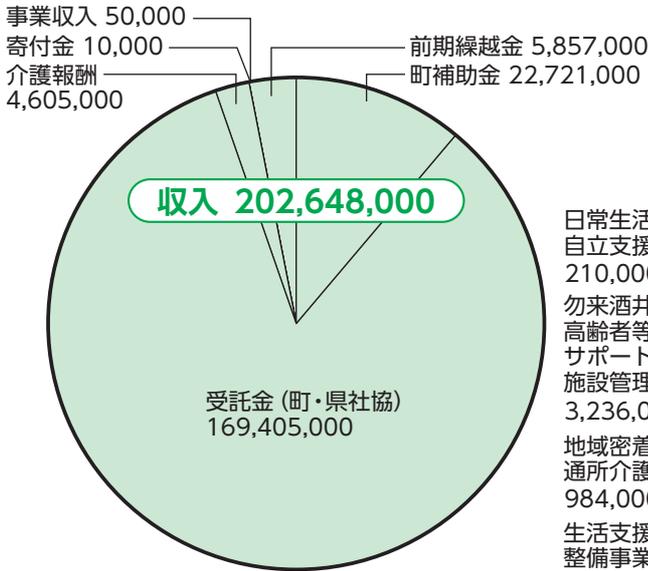
7. 団体事務

- (1) 双葉町民生児童委員協議会
- (2) 双葉町老人クラブ連合会

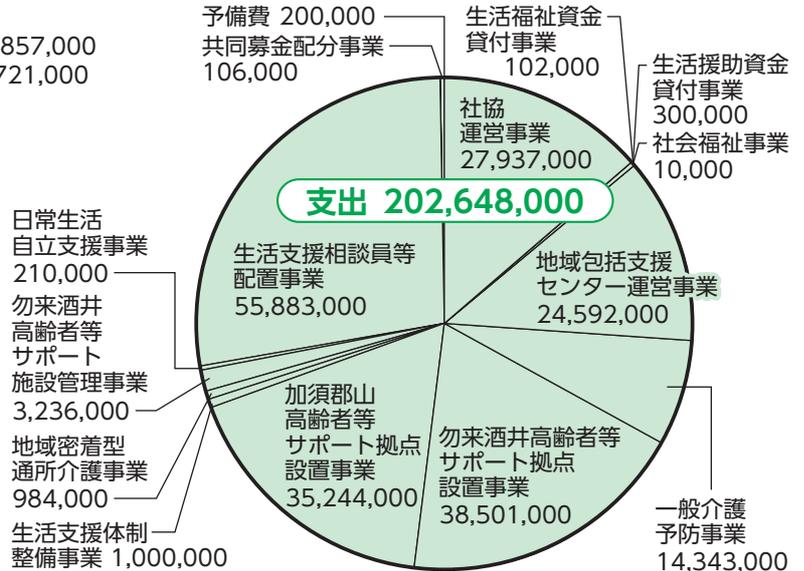
令和2年度 予算

[単位：円]

収入



支出



令和2年度 事業計画

1. 基本方針

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から9年が経過しましたが、双葉町民は今なお町外での生活を余儀なくされています。長期の避難生活により地域コミュニティの崩壊、また家族形態の変化により、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加し、社会的孤立、健康状態の悪化など多くの課題を抱え、社会福祉のニーズは益々複雑・多様化しています。

このような状況から、本会は町民の様々な福祉課題に対応するため、相談支援体制を強化し、関係機関との連携を図りながら町民の福祉の増進に努めます。

また、町民誰もが人として尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい生活がおくれる地域社会づくり、町民主体及び町民参画を基本とした「互助・共助」による町民同士の見守り・支え合う地域づくりに取り組んでいきます。

2. 重点施策

- (1) 相談支援体制の強化
- (2) 介護予防の推進
- (3) 地域福祉ビジョン(第2期)の作成

3. 事業内容

- (1) 法人運営事業
 - ① 理事会、評議員会の開催
 - ② 監事による監査の実施
 - ③ 事業財源の確保
- (2) 地域福祉事業
 - ① サポートセンター設置運営事業～町受託事業
いわき市、郡山市、加須市に設置

- ② 生活支援相談員配置事業～県社協受託事業
- ③ 一般介護予防事業～町受託事業
- ④ 生活支援体制整備事業～町受託事業
- ⑤ 日常生活自立支援事業(あんしんサポート)～県社協受託事業
- ⑥ 生活困窮者等支援事業
- ⑦ ボランティア事業
- (3) 地域包括支援センター運営事業～町受託事業
 - ① 総合相談支援業務
 - ② 権利擁護業務
 - ③ 介護予防ケアマネジメント業務
 - ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ⑤ 地域ケア会議推進事業
 - ⑥ 認知症総合支援事業
- (4) 在宅福祉事業
 - ① 地域密着型通所介護事業(介護保険事業)
 - ② 福祉用具貸与事業
- (5) 地域福祉ビジョン(第2期)作成
令和2年から5年間の活動方針を検討し、地域福祉ビジョンを作成する。
- (6) 広報啓発事業
社協だよりの発行及びホームページによる情報開示
- (7) 団体事務
 - 双葉町民生児童委員協議会
 - 双葉町老人クラブ連合会



運動教室・サロン変更のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、令和2年7月1日より内容等を変更し開催します。下記をご確認のうえ、ご参加ください。

	健康運動教室	社協サロン	南相馬ひだまりサロン	いきいきサロン
場所	南東北総合卸センター (郡山市)	福島県内の公共施設等	双葉町役場南相馬連絡所	いきいきサポートセンター (加須市)
日時	毎月第1、3水曜日 毎週木曜日	町広報または 社協ホームページに掲載 ※9月より開催予定	毎週水曜日	毎週月曜日、金曜日
	13:30~14:30		[午前の部] 9:30~11:00 [午後の部] 13:30~15:00	10:00~11:30
内容	体操、脳トレレクリエーション、介護予防講話等			
申込先	郡山事務所 ☎024-973-5291	各事務所、出張所	南相馬出張所 ☎080-5730-1166	加須事務所 ☎0480-70-0057

※すべての開催日は祝日を除きます。



- *ご参加には事前申込みが必要です。
- *参加人数に制限があります。定員に達した場合、ご希望時間等の変更をお願いする場合があります。
- *ご家族による送迎のご協力をお願いします。
- *マスクの着用、飲み物を持参のうえ、動きやすい服装でご参加ください。
- *発熱、風邪等の症状がある場合の参加はご遠慮ください。
- *内容が変更になる場合があります。

双葉町サポートセンターひだまり

デイサービスセンター

デイサービスセンターでは新型コロナウイルス感染拡大防止に努め、皆さまが安心してご利用できるように右記の点を注意しながら実施しています。

また、体温が37.3℃以上の方や風邪症状等がある方はご利用自粛をお願いしています。

- ① 朝の体温測定
- ② 手洗い・うがい・マスクの着用
- ③ 室内換気
- ④ アルコール等で消毒
- ⑤ 席の間隔を空けて座る など



双葉町地域包括支援センター

～ みなさん、こんなことはありませんか？ ～

- 介護に関する相談をしたい
- 一人暮らしなどで財産の管理が心配
- 最近、もの忘れが気になる
- 寝たきりにならないように運動したい
- 近所の高齢者が虐待を受けているようだ…



地域包括支援センターは、高齢者やその家族が安心して暮らすための支援をする機関です。介護に関する相談以外でも、健康や生活に関することなど、お気軽にご相談ください。



お問い合わせ

双葉町地域包括支援センター
担当：渡邊、中谷、加藤

☎ 0246-84-6729

生活支援相談員だより

生活支援相談員の訪問活動では町民の皆さまのお宅を定期的に訪問していましたが、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため訪問活動を控え、電話で様子をお伺いしています。

体調はいかがですか？



～ 生活不活発病にご注意を～

- 生活不活発病とは、「動かない」(生活が不活発な)状態が続くことによって、身体や頭の動きが低下し「動けなくなること」をいいます。
- ご自宅でも簡単にできる足踏みやストレッチなどの運動で体を守りましょう。



双葉町民生児童委員協議会

民生委員は身近な相談相手です

民生児童委員は、相談内容に応じて適切な関係機関につなぐ役割を担っています。心配ごと、悩みごとなど、お気軽にご相談ください。



福祉サービスを
教えてほしい



子育てに
悩んでいる



健康・医療が
心配だ



一人暮らしが
心細い

お問い合わせ

双葉町民生児童委員協議会事務局

☎ 0246-84-6725

双葉町老人クラブ連合会

しあわせ金婚夫婦表彰の申込み受付期間を延長しました

しあわせ金婚夫婦表彰は、結婚50周年を迎えられたご夫婦を祝し、福島民報社と福島県老人クラブ連合会から賞状とおしどり金メダルが贈られます。申込みは**自己申告**となりますので、お忘れのないようお願いします。



表彰を受けられるご夫婦	昭和45年に結婚し、50周年を迎えたご夫婦。または前回までに手続きをしなかったご夫婦。
お申込み締切	令和2年7月15日(水)
お申込み先	双葉町老人クラブ連合会事務局 ☎0246-84-6725 ※お申込み時には、ご夫婦の氏名、年齢、最終職業、現職、現住所、結婚年月日をお伺いします。

※福島民報紙へ氏名が掲載されます。ご了承ください。

あたたかいご寄付をありがとうございました

皆さまのご寄付は、地域福祉活動の諸事業に大切に活用させていただきます。(順不同・敬称略)

【期間】令和元年12月～令和2年5月

物品
寄付

- 双葉町婦人会(双葉町)：菓子、ひな飾り(折り紙)
- 古谷礼子(静岡県長泉町)：お茶など
- 救世軍関東東北連隊(群馬県高崎市)：保存食など

一般
寄付

- 山内政男(双葉町)

日本赤十字社(日赤)の活動は、多くの人から寄せられる温かい善意により支えられています。

活動資金へのご協力方法は

- 最寄りの市町村または社会福祉協議会の日赤窓口でお申込みする方法
 - 日赤の振込用紙による方法
- などがあります。



日赤活動資金へのご協力ありがとうございました

双葉町分区表彰実績(令和元年度)

- 特別社員……………3名(2万円以上)
- 金色有功章……………1名(50万円以上)



一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金、総合支援資金)の特例貸付を実施しています。詳細については、下記本部事務局までお問い合わせください。またホームページでも内容をご確認いただけます。受付期間は令和2年9月末までです。

なお、本資金は償還金免除の特例が設けられています。

貸付種類	対象者	貸付上限額等
緊急小口資金	【休業された方向け】 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。 ※新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	●学校等の休業、個人事業主等の特例の場合……………20万円以内 ●その他の場合……………10万円以内
		据置期間：1年以内 貸付利子：無利子 償還期限：2年以内 保証人：不要
総合支援資金(生活支援費)	【失業された方向け】 生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。 ※新型コロナウイルスの影響を受け、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	●(2人以上)……………月20万円 ●(単身)……………月15万円 ※貸付期間は原則3ヶ月以内
		据置期間：1年以内 貸付利子：無利子 償還期限：10年以内 保証人：不要

お問い合わせ

- 本部事務局 〒979-0142 福島県いわき市勿来町酒井青柳14-5
☎0246-84-6725 FAX 0246-84-6728
- 郡山事務所 〒963-0547 福島県郡山市喜久田町卸1丁目1-1
南東北総合卸センター2階第5会議室
☎024-973-5291 FAX 024-973-5292
- 加須事務所 〒347-0105 埼玉県加須市騎西501-13
☎0480-70-0057 FAX 0480-70-0058

